

TOPICS 01

定額減税調整給付金を給付します

今年度実施されている所得税と個人住民税の定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に、定額減税を補足する「定額減税調整給付金」を給付します。対象者には7月下旬に「定額減税調整給付金のお知らせ」を送付しており、給付金を受給するために必要な手続きや、給付額を記載していますので、必ず内容をご確認ください。

- 期限までに手続きがされない場合は、給付が受けられなくなりますので、忘れずに、お早目の手続きをお願いします。
- 郵送での手続きや、書類の提出が不要となるオンラインでの手続きの方法も、お知らせに記載しています。

定額減税の制度や給付金のお問い合わせに対応するコールセンターを開設しています

平川市定額減税調整給付金コールセンター

0120-43-2022（フリーダイヤル） ※おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 8：30～20：00

※土日、祝日も受付します。

※コールセンターの運営は株式会社エスプールグローバルに委託しています。

【問合せ】 税務課 住民税係 ☎55-5368（本庁舎2階8番窓口）

手続き期限
10月31日(木)

受付窓口

- 場所 本庁舎2階口ビー
- 受付時間 9：00～16：00

給付金の
詳細



定額減税
の詳細



TOPICS 02

令和6年度価格高騰重点支援臨時給付金について

電気料等の価格高騰の影響を受けた生活者などを支援するため、令和6年度新たに住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯となった世帯に対し、給付金を支給します。また、給付金の対象となった世帯に18歳以下の児童がいる場合は、児童1人当たり5万円を加算します。対象と思われる世帯に対し、関係書類を送付していますので、ご確認ください。

支給対象の要件

- 1 基準日（令和6年6月3日）時点において市に住民登録がある方
- 2 令和6年度新たに住民税非課税の世帯または均等割のみ課税世帯となった世帯
- 3 世帯全員が住民税均等割が課税されている方に扶養されていない世帯
- 4 令和5年度平川市価格高騰重点支援臨時給付金の支給を受けていない世帯（給付の対象だったが未申請または支給を辞退した世帯は対象外となります。）
- 5 他市町村における令和5年度低所得世帯に対する給付金の対象となっていない世帯

支給額

基本給付 1世帯当たり 10万円

子ども加算 基準日時点で同一世帯となっている18歳以下の児童1人当たり5万円

手続きの流れ

基本給付と子ども加算を合算して支給します。

- 1 「確認書」が届いた世帯
→提出が必要です。書類受理後2～3週間程度で支給します。
- 2 「申請書」が届いた世帯
→申請が必要です。書類受理後に審査を行い、支給対象世帯であった場合、2～3週間程度で支給します。

【問合せ】 福祉課 福祉総務係 ☎55-5378（本庁舎2階14番窓口）

手続き期限
10月31日(木)

受付窓口

- 場所 本庁舎2階北側スペース
- 受付時間 8：15～16：00

子ども加算追加対象者
※別途申請が必要です。

手続き期限 10月31日(木)

支給対象の要件

- 1 基準日（令和6年6月3日）の翌日以降に生まれた新生児
- 2 別世帯であるが、学生寮等に入居し、現に扶養している児童。ただし、他の自治体から同様の給付金を受けていないこと

手続きの流れ

本庁舎や各支所の窓口へ備え付け、または市ホームページからダウンロードした申請書に記入の上、提出してください。

TOPICS 03

弘前圏域空き家・空き地バンク

その空き家や空き地、
必要としている方がいるかもしれません

空き家や空き地があるけど、自分ではどうしていいかわからず、困っていませんか？「弘前圏域空き家・空き地バンク」をぜひご活用ください！

弘前圏域空き家・空き地バンクとは？

空き家・空き地を「売りたい、貸したい方（所有者）」の物件を、「買いたい、借りたい方（利用希望者）」に紹介する制度です。

弘前圏域定住自立圏（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）における取組として、空き家・空き地の利活用と不動産の流動化を図ることを目的に実施しています。



まずは話だけ聞いてみたいという方もお気軽にご相談ください！

●どこで見られるの？

登録された空き家・空き地は、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会のホームページに掲載され、物件を探す方々が簡単にアクセスできるようになっています。

また、令和4年1月より全国版空き家バンクのホームページにも情報が掲載されています。

※全国版空き家バンク…「LIFULL HOME' S 空き家バンク」や「アットホーム空き家バンク」

弘前圏域
空き家・空き地
バンク協議会



LIFULL
HOME' S
空き家バンク



アットホーム
空き家バンク
ホームページ



●誰が運営してるの？

圏域自治体と不動産団体、金融機関による「弘前圏域空き家・空き地バンク協議会」で運営されます。

お得な情報！

バンクに市内の物件を登録した方には弘前圏域の地場産品（1万円相当）を贈呈しています。



●物件の登録方法は？

①物件の登録を希望する場合は、申込書に本人確認書類を添えて、物件の売買・賃貸を仲介する宅建業者に提出してください。

※売買・賃貸の仲介を協議会の宅建業者に依頼する必要があります。協議会の宅建業者については、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会のホームページをご確認ください。

②協議会の宅建業者が現地調査を行い、売買条件などを協議します。

③申込書や宅建業者からの調査報告書などの内容を審査し、物件登録の要件を満たしていればバンクに登録され、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会や全国版空き家バンクのホームページに公開されます。

【問合せ・申込み】 政策推進課 政策推進係 ☎55-5737（本庁舎3階21番窓口）

8月・9月の まちづくり懇談会の日程

皆さまがお住まいの地域に市長が出向き、意見を伺う「まちづくり懇談会」を次の日程で開催します。ぜひ、ご近所お誘いあわせのうえご来場ください。

地区名	開催場所	開催日
藤野・南田町	平賀農村環境改善センター	8月22日(木)
新屋町	新屋町会館	9月26日(木)

皆さまのご参加
お待ちしております！



※開会時刻は18：30となります。

※都合により開催日や開催場所などが変更となる場合があります。

【問合せ】 政策推進課 ひらかわ魅力発信係 ☎ 55-5737（本庁舎3階21番窓口）

TOPICS 04

骨髄ドナーとドナーが勤務する事業所を応援します

市では、骨髄移植の推進とドナー登録者の増加を図ることを目的に、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、ドナーとなった市民とそのドナーが勤務する事業所を対象に奨励金を交付しています。

骨髄移植とは？

骨髄移植とは、白血病などの治療が困難な血液疾患の患者さんに、健康な方から提供いただいた骨髄や末梢血幹細胞を移植して治療することです。ドナー登録は弘前献血ルーム（CoCoSA）で受け付けています。

1人でも多くの患者さんを救うために、骨髄移植へのご理解と骨髄バンクへのドナー登録に協力をお願いします。

骨髄移植ドナーの支援について

●交付対象者（ドナー）

次の①・②に該当する方

- ①公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業のドナー登録者で、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した方
- ②提供時と奨励金の申請時に市内に住所を有する方で、市税などの滞納がない方

●交付対象となる事業所

ドナーが勤務している青森県内の事業所
※国・地方公共団体・独立行政法人・地方独立行政法人・ドナー休暇の取得が可能な場合を除く。

●奨励金の額

ドナーの方	通院・入院などに要した日数（上限7日） ×2万円
ドナーが勤務する事業所	通院・入院などに要した日数（上限7日） ×1万円

●申込方法

窓口または市ホームページ内（※）にある所定の申請書に記入の上、公益財団法人日本骨髄バンク発行の証明書などを添付し申請してください。

なお、申請期間は骨髄提供完了から90日以内となります。

※市ホームページ→「健康・福祉」→「健康づくり」→「骨髄移植ドナーの支援」→PDFファイル「平川市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱」にあります。



[問合せ・申込み] 子育て健康課 健康推進係 ☎55-5819（本庁舎2階10番窓口）

TOPICS 05

空家等の適切な管理をお願いします

個人の財産である空家や敷地は、所有者や相続人が適切に管理をする必要があります。建物の倒壊や建築部材の飛散などにより、近隣の家屋や通行人などに損害を与えてしまうと、被害者から損害賠償などの管理責任を問われることがあります。7月～10月にかけては、台風による強い風や雨が多くなり、害虫も発生しやすくなります。

定期的に建物や敷地を確認し、破損したところの修理、雑草の処理、飛散するおそれのある物品を屋内に入れるなど、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理しましょう。

また、老朽化した空家等の撤去（解体）を自ら行う所有者などに対して、その費用を一部補助する「老朽危険空家等解体撤去補助金」制度を実施していますので、活用をご検討ください。

老朽危険空家等解体撤去補助金

●補助対象者

- 1 空家の所有者・相続人・解体撤去の委任を受けた方
- 2 市税の滞納が無い方

●補助要件

- 1 市内にある空家で、個人所有の物件であること
- 2 建物や附属する埋設物、工作物、樹木などを解体撤去し更地にすること

- 3 市内に本店があり、市の入札参加資格者名簿に登録されている解体工事の有資格者が行うこと

※詳しい要件についてはお問い合わせください。

●補助金額

対象経費の1/2の金額または以下のいずれか低い額

- ①市が判定した不良度の評点が100点以上は50万円
- ②市が判定した不良度の評点が50点以上100点未満は25万円

※補助金は同一世帯に対し1回限りです。

※市の判定が50点未満の場合は補助対象外です。

[問合せ] 建築住宅課 都市計画係 ☎55-7437（第2庁舎）